

公布された条例のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じて初任給を中心に若年層に限定して改定することとした。

2 諸手当の改定

扶養手当及び勤勉手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 扶養手当

配偶者以外の扶養親族に係るもの

月額 六、〇〇〇円 ↓ 六、五〇〇円

(2) 勤勉手当（平成十九年度）

ア 特定幹部職員以外の職員

十二月期 ○・七二五月分 ↓ ○・七七五月分

イ 特定幹部職員

十二月期 ○・九二五月分 ↓ ○・九七五月分

(3) 勤勉手当（平成二十年度以降）

ア 特定幹部職員以外の職員

六月期 ○・七二五月分 ↓ ○・七五月分

十二月期 ○・七七五月分 ↓ ○・七五月分

イ 特定幹部職員

六月期 ○・九二五月分 ↓ ○・九五月分

十二月期 ○・九七五月分 ↓ ○・九五月分

3 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

十二月期 一・七五月分 ↓ 一・八〇月分

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

第二号任期付研究員に適用する給料表について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じて一号給及び二号給に限定して改定することとした。

2 期末手当の改定

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

十二月期 一・七五月分 ↓ 一・八〇月分

第四 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正

知事及び副知事の地域手当の額については、当分の間、従前のとおりとすることとした。

第五 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

常勤の委員の地域手当の額については、当分の間、従前のとおりとするとした。

第六 教育長の給与等に関する条例の一部改正

教育長の地域手当及び勤勉手当の額については、当分の間、従前のとおりとすることとした。

第七 施行期日等

1 平成十九年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の2の(3)及び第六の一部については、平成二十年四月一日から施行することとした。

2 第一の1、2の(1)及び3、第三の1、第四、第五並びに第六の一部については平成十九年四月一日から、第一の2の(2)、第一、第三の2及び第六の一部については同年十二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県営自転車競技条例の一部を改正する条例

1 競輪の実施に関する事務を委託できる者の変更

自転車競技法の改正に伴い、競輪の実施に関する事務を委託できる者のうち、近畿自転車競技会を財団法人日本自転車競技会に変更することとした。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県社会教育センター条例の一部を改正する条例

1 奈良県社会教育センターの宿泊棟の規定の削除

奈良県社会教育センターの宿泊棟に係る規定を削ることとした。

2 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例

1 目的

この条例は、県内の医師の不足の状況にかんがみ、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を緊急に図るため、公立大学法人奈良県立医科大学が設置する奈良県立医科大学（以下「医科大学」という。）の医学を履修する課程に在学する者であつて、医師の確保が困難な県内の地域に所在する医療機関又は医師の確保が困難な診療科において、医師としての業務に将来従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とすることとした。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによることとした。

- (1) 緊急医師確保特別入学試験 医師の確保が困難な県内の地域に所在する医療機関又は医師の確保が困難な診療科において医師としての業務に将来従事しようとする者に対し、医科大学において、一般の入学者を選抜するための試験（以下「入学試験」という。）とは別に実施される入学試験をいうこととした。
- (2) 県内生 入学日の一年前から引き続き県内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは一親等の親族である者をいうこととした。
- (3) 県外生 県内生以外の者をいうこととした。
- (4) 臨床研修 医師法に規定する臨床研修をいうこととした。

(5) へき地医療機関 医師の確保が困難な県内の地域として規則で定めるものに所在する医療法に定める公的医療機関をいうこととした。

(6) 特定診療科 医師の確保が困難な診療科として規則で定めるものをいうこととした。

3 修学資金の貸与

知事は、緊急医師確保特別入学試験に合格し、医学を履修する課程に入学を許可された者の申請により、その者に修学資金を貸与することができる」ととした。

4 修学資金の額等

(1) 修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする」とした。

ア 入学時に貸与する修学資金

(ア) 県内生 二八二、〇〇〇円
(イ) 県外生 八〇二、〇〇〇円

イ 在学中に貸与する修学資金 月額 一〇〇、〇〇〇円

修学資金の利率は、年一〇パーセントとすることとした。

(4)(3)(2) 修学資金の利率は、入学手続をしようとする月に貸与することとした。

(1)のアの修学資金は、入学手続をしようとする月に貸与することとした。ただし、特別の理由があるときは、二月分以上を併せて貸与することができる」とした。

(5) (1)のイの修学資金の貸与期間は、医科大学に入学する日の属する月から卒業する日の属する月まで（正規の修業年限に相当する期間に限る。）とすることとした。ただし、知事が特に必要と認める場合は、貸与期間を一年延長することができる」とした。

5 保証人

(1) 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならないこととした。

(2) (1)の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担することとした。

6 貸与の休止

知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が休学

し、又は停学の処分を受けたときは、4の(4)及び(5)の規定にかかわらず、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで4の(1)のイの修学資金の貸与を行わないものとすることとした。

7 貸与の打切り

知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その日の属する月の翌月分以降の修学資金の貸与を打ち切るものとすることとした。

(1) 医科大学を退学したとき。

心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。

学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

死亡したとき。

(6) (5) (4) (3) (2) (1) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

8 返還債務の免除

(1) 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除するものとすることとした。

ア 医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得し、かつ、医師の免許の取得後直ちに知事が指定する病院において臨床研修に従事し、当該臨床研修の修了後引き続きへき地医療機関又は知事が定める医療機関の特定診療科のうち知事が修学資金の貸与を受けた者ごとに指定するもの（以下「指定従事医療機関」という。）において医師としての業務に従事している場合において、当該臨床研修に従事した期間及び指定従事医療機関において医師としての業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間（6の規定により貸与されなかつた期間を除く。）の二分の三に相当する期間（一月末満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）に達したとき。

イ 従事期間中又は(2)若しくは(3)の業務に従事することができなかつた期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、医師の業務を継続することができなくなつたとき。

(2) (1)のアの規定の適用については、疾病、育児休業その他規則で定める特別

の事情により業務に従事することができなかつた期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、従事期間の計算に算入しないものとした。

(3) (1)のアの規定の適用については、知事が必要と認める研修に参加するため業務に従事することができなかつた期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、従事期間の計算に算入するものとした。

(4) 知事は、(1)から(3)までに規定する場合を除くほか、修学資金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は心身の故障その他の規則で定めるやむを得ない理由があるときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができることとした。

9 返還

修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月一日から起算して一月以内に、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を返還しなければならないこととした。

(1) 7の規定により貸与が打ち切られたとき。

(2) (1) 修学資金の貸与を受けた者が、医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得できなかつたとき。

(3) 修学資金の貸与を受けた者が、医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得した後直ちに知事が指定する病院において臨床研修に従事しなかつたとき。

(4) 修学資金の貸与を受けた者が、医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得した後直ちに知事が指定する病院において臨床研修に従事した場合において、当該臨床研修を修了しなかつたとき。

(5) 修学資金の貸与を受けた者が、医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得した後直ちに知事が指定する病院において臨床研修に従事した場合において、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師としての業務に従事しなかつたとき。

(6) 修学資金の貸与を受けた者が、医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得した後直ちに知事が指定する病院において臨床研修に従事し、

当該臨床研修の終了後引き続き指定従事医療機関において医師としての業務に従事した場合において、従事期間が修学資金の貸与を受けた期間（6の規定により貸与されなかつた期間を除く。）の二分の三に相当する期間に達する日まで当該指定従事医療機関において医師としての業務に従事しなかつたとき。

10 収還債務の履行猶予

知事は、修学資金の貸与を受けた者に疾病、育児休業その他やむを得ない理由があると認められる場合には、当該理由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができることとした。

11 延滞利息

修学資金の貸与を受けた者は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年一五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならないこととした。ただし、修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときはこの限りでないこととした。

12 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

13 施行期日等

（1） 平成二十年二月一日から施行することとした。

（2） 奈良県へき地勤務医師等修学資金貸与条例は、廃止することとした。